

小山市本人通知制度（登録・登録更新）申請書

小山市長 様

小山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項または第6条第2項において準用する第4条第1項の規定により、次のとおり（登録・登録の更新）を申請します。

		申請日	年 月 日	
申請者 (窓口に来た人)	区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 (登録者との関係)		
	フリガナ			
	氏 名	生年月日 (年 月 日)		
	住 所	〒		
	電話番号	自宅	日中連絡先	
登録対象者 (この制度の対象者)	フリガナ			
	氏 名	生年月日 (年 月 日)		
	住 所	〒		
	電話番号	自宅	日中連絡先	
	本制度 対象住所	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし 小山市		
	本制度 対象本籍	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし 小山市	筆頭者	

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する□に✓を記入してください。

注3 次の書類を提出してください。

- (1) あなたが申請者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（写真付きのものに限る。）等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが任意代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（委任状と委任者の本人確認書類「コピー可」）

注4 登録の有効期間は、登録日の翌日から3年間です。

注5 登録者または登録者と同一の世帯に属する者は、証明書自動交付機を利用することができなくなります。予めご了承ください。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	入 力	照 合	本人等の確認書類		備 考
			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	

本人通知制度について

1. この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を防止するため、証明書を第三者に交付したときに、事前に登録された方に対してその交付した事実を通知する制度です。
2. この制度を利用するためには事前の登録が必要です。
3. 登録を希望する方または登録された方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申し込みをすることができます。未成年者または成年被後見人については、法定代理人が登録の申し込みをすることができます。
4. 登録の対象者
本市の住民基本台帳に記録されている方（住民基本台帳から除かれた方を含む）
本市の戸籍の附票に記録されている方（戸籍の附票から除かれた方を含む）
本市が作成した戸籍に記載されている方（戸籍から除かれた方を含む）
5. 対象となる証明書等
 - (1) 住民票の写し（除票、改製原を含む）
 - (2) 住民票記載事項証明書
 - (3) 戸籍附票の写し（除籍、改製原を含む）
 - (4) 戸籍の謄本または抄本（除籍、改製原を含む）
 - (5) 戸籍記載事項証明書
6. 第三者とは、本人以外の方です。ただし、次の請求者を除きます。
 - (1) 対象となる証明書等が住民票関係の場合・・・本人または本人と同一の世帯に属する方
 - (2) 対象となる証明書等が戸籍関係の場合・・・本人、本人の配偶者、直系尊属または直系卑属
 - (3) 国または地方公共団体の機関
 - (4) 六業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士）から住民基本台帳法または戸籍法で定める紛争処理・解決手続の代理業務等として証明書の交付請求があったとき。
7. 第三者に登録者に係る証明書の交付をしたときは、登録者または法定代理人に「小山市住民票の写し等交付通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。
8. 通知書は、登録者自身に係る証明書を第三者に交付した場合に限り送付するもので、登録者と同一の世帯または戸籍に属する方であっても登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
9. 通知する内容は、証明書を第三者に交付した日、その種類及び枚数並びに第三者の種別（代理人か否か）です。
10. 住所、氏名等登録した内容に変更があった場合は届出が必要です。なお、死亡、居所不明等により登録者の住民票が消除されたときは、登録を抹消します。
11. 登録の有効期間は3年間です。引き続き登録を希望される場合は、期間満了の1か月前から更新の申し込みをすることができます。
12. 登録された方または登録された方と同一の世帯に属する方は、証明書自動交付機を利用することができなくなります。予めご了承ください。

様式第2号（第5条及び第6条関係）

小山市本人通知制度（登録・登録更新）通知書

第 号

年 月 日

様

小山市長

印

年 月 日の申請については、審査の結果、本制度の利用を適当と認め、小山市本人通知制度登録者名簿に次のとおり登録することとしましたので、小山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第5条第2項または第6条第4項の規定により通知します。

登録の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
---------	--------------

1. 第三者に住民票の写し等を交付したときは、登録者または法定代理人に小山市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
2. 通知書は、登録者自身に係る証明書を第三者に交付した場合に限り送付します。登録者の同一の世帯または戸籍に属する者であっても登録をしていなければ、通知の対象となりません。
3. 通知する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、その種類及び枚数並びに第三者の種別（代理人か否か）です。
4. 住所、氏名等登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を抹消します。
5. 登録の有効期間は3年間です。引き続き登録を希望される場合は、期間満了の1か月前から更新の申込みをすることができます。
6. 登録された方または登録された方と同一の世帯に属する方は、証明書自動交付機を利用することができなくなります。予めご了承ください。

小山市住民票の写し等交付通知書

第 号
年 月 日

様

小山市長 印

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、小山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり通知します。

住民票の写し等の交付年月日	年 月 日
住民票の写し等の種別	
住民票の写し等の交付通数	通
交付した第三者の種別	

この通知の内容のほか第三者交付に係る具体的な情報（請求内容等）をお知りになりたい場合は、小山市個人情報保護条例第16条の規定に基づき、第三者から提出された住民票の写し等証明書に係る請求書について、自己情報の開示請求をすることができます。開示請求をする場合は、ご本人または未成年者・成人被後見人の法定代理人が、次の書類をお持ちの上、小山市役所までお越しください。なお、開示請求についての公開・非公開の決定は別途通知します。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（写真付きのものに限る。）等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

ただし、住民票の写し及び戸籍の附票の写し等の請求書の保存期間は1年、戸籍証明書等の請求書の保存期間は3年となっていますので、その期間を過ぎると開示することができません。